(目的)

- 第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、森町発注の工事の確実かつ円滑な 施工を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業 体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常企業体」という。)を活用する場合は、この要領を基準とする。 (特定企業体の運用基準)
- 第2条 特定企業体の運用基準は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 活用の対象工事 特定企業体の対象工事は、大規模又は技術的難度が高い工事を施工するに際し、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、原則として予定価格の額がおおむね1億円以上の工事とする。ただし、特に技術力を結集する必要があると認められる工事内容、技術的特殊性を有する工事はこの限りでない。
  - (2) 結成方法 競争入札の参加要件として定めたことを契機とした構成員となる 企業の自由な意思に基づく自主結成とする。
  - (3) 特定企業体と単体企業との混合による入札参加要件の取扱い 特定企業体の みによる入札は、特に大規模であり技術的に難度が高い特殊な工事とする。それ 以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入 札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとし、入札 の告示等において競争入札の参加要件として記載するものとする。
  - (4) 特定企業体の構成員数とその構成 特定企業体の構成員数は同一業種又は異なる業種の資格者による「2ないし3社」で、その構成は最上位等級に格付けされている者同士又は最上位等級及び第二位等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、各構成員の格付等級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せができるものとする。
  - (5) 構成員の資格要件 構成員は少なくとも次の要件を満たすものとするが、イの要件については特定企業体の構成員が3社の場合、2社以上が要件を満たすこととすることができる。
    - ア 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上の単体企業又は協業組合であること。
    - イ 過去15年間に、発注工事と同種かつ一定規模の工事の元請けとしての施工 実績があること。
    - ウ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任 技術者を工事現場に専任で各構成員が配置できること。

- (6) 出資比率 すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。
- (7) 代表者 代表者は、異なる業種の資格者による組合せの場合を除き、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - ア 出資比率が構成員中最大であること。
  - イ 等級が異なる者との組合せにおいては、上位等級の者であること。
  - ウ 等級が同一の場合の代表者は、より大きな施工能力を有すると認められる者。 ただし、施工能力が同等と認められる場合の代表者は、構成員の協議により定 めるものとする。

# (経常企業体の運用基準)

- 第3条 経常企業体の運用基準は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 活用の対象工事 経常企業体により施工する工事は、特定企業体の対象工事 を除く工事とし、原則として当該経常企業体の工事種別に格付された等級に対応 する工事規模のものとする。
  - (2) 結成回数及びその方法 同一構成員による結成回数は、原則として資格の種類ごとに1回とし、自主結成によることとする。
  - (3) 経常企業体と単体企業との混合指名及び競争入札における参加要件の取扱い 経常企業体は単体企業に準じて取扱い、経常企業体と単体企業の混合による入札 を行うことができるものとする。ただし、異なる業種の資格の組合せによる経常 企業体の場合については除くこととする。また、一般競争入札において活用する 場合にあっては、入札の告示等において競争入札の参加要件として明示するもの とする。
  - (4) 経常企業体の構成員数とその構成 経常企業体の構成員数は同一業種又は異なる業種の資格者による「2ないし3社」で、その構成は原則として同級に格付けされている者同士又は直近等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、各構成員の格付等級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せができるものとする。
  - (5) 構成員の資格要件 構成員は少なくとも次の要件を満たすものとする。
    - ア 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
    - イ 工事1件の請負代金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2 7条第1項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残

りの構成員は兼任で配置できるものとする。また、異なる業種の資格の組合せによる経常企業体の場合は、各構成員が分担する工事の金額により監理技術者 又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任又は兼任で配置を行うこととする。

(6) 出資比率 すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

## (資格審查)

- 第4条 共同企業体の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 資格審査 共同企業体の資格審査は、契約担当者が申請書を受理し適格事項 を審査するものとする。
  - (2) 資格審査の提出書類 共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 共同企業体協定書
  - (3) 特定企業体の存続期間 請負契約を締結した特定共同企業体の存続期間は、 当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。
  - (4) 経常企業体の存続期間 経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、申請書を受理した契約担当者を経由して解散届を提出させるものとする。
  - (5) 共同企業体との契約は、次に掲げるものとする。
    - ア 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
    - イ 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)のほか、経常企業体にあっては附属協定書を、特定企業体(乙型)にあっては共同企業体協定書第8条に基づく協定書をそれぞれ添付させるものとする。ただし、異なる業種の資格の組合せによる経常企業体の場合は、共同企業体協定書第8条に基づく協定書を添付させるものとする。
    - ウ 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。
  - (6) 共同企業体に係る様式は、別記によるものとする。

(その他)

- 第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、森町競争入札審査委員会の議を経て定めるものとする。
- 2 この要領により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を得て別段の 定めをすることができる。

附則

この訓令は、平成21年9月2日から施行する。

附 則(平成25年訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の訓令の規定に基づいて提出されている様式(次項において旧様式という。)は、改正後の各訓令の規定による様式とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して 使用することができる。

様式第1号

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

森町長

様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者住所商号又は名称代表者氏名

森町が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	
共同企業体構成 商 号 又 は 名	·付 ·級

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

# 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

森町長

様

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

年度において森町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の 書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

はわ、この自然及し部門自然の配載事項は、すべて事人と相違などことを言いしよう。			
共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	建 設 業 許 可 の 格付 記号・番号及び年月日 等級	
結成の目的	□経営力・施工力の強化を目指し上位の発注標準の工事を受注しようとするため □事業活動や施工体制の合理化を目指し確実な工事の履行や信用を向上させるため □分担施工(乙型)を行うため □(その他具体的に記載) ※□にレを記入してください。その他の結成目的があれば具体的に記載してください。		
希望する資格の種類	工事 ※乙型の場合は、各構成員が分担する工事の資格を記入してくだ さい。		
前年度の結成状況等	ア 結成の有無 イ 結成していた場合は相手方 ウ 次年度以降の継続結成の予		
過去の履行状況	森町発注工事の工事完成検査における不合格の有無 (有・無) ※前年度に工事完成検査をした工事で、それぞれの構成員が単体 又は企業体で施工したもの全てを対象とします。		

添付書類

経常建設共同企業体協定書

#### 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 森町発注に係る

工事(当該工事内容の変更に伴う工事を

含む。以下「工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、

特定建設工事共同企業体(以下「企業体」とい

う。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了する までは解散することができない。
- 2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該 工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更 があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名)

%

(構成員名)

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企 業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同企業体の名 称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)
- 第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。
- 2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

- 第13条 前条第1項の規定に決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の 規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。 (権利義務の譲渡の制限)
- 第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する 日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準 用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第1 5条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため森町長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所 商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所 商号又は名称 代表者氏名

#### 特定建設工事共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 森町発注に係る

工事(当該工事の内容の変更に伴う工事を含

む。以下「工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、

特定建設工事共同企業体(以下「企業体」とい

う。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了する までは解散することができない。
- 2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官 庁等と折衝する権限、運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限並びに 当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注 者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 (構成員名)

工事 (構成員名)

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発 注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工

事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事行程表によりそれぞれの分担工事の進捗 を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な 経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発注した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

- 第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
- 2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるも のではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 特定建設工事共同企業体 協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成 員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資 格審査申請のため森町長に提出する。 年 月 日

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体 代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所 商号又は名称

代表者氏名

#### 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

森町発注に係る下記工事については、 特定建設工事共同企業体協定 書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、下記のとおり定める。

記

1 工事名 工事

2 分担工事額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

円 工事(構成員名) 円

工事(構成員名)

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠として この協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構 成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 経常建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、森町発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して 施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、

経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)

と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。
- 2 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書の場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合及びこれに基づく損益配分等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別添附属協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が随時定めるものとする。
- 2 構成員は、自己の意思及び構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等 を変更することができない。
- 3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企 業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同企業体の名 称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (権利義務の制限)
- 第12条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。
- 2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。
- 3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- 4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (構成員の脱退に対する措置)
- 第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する 日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残 存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 第14条 構成員は、当企業体が工事の請負契約を締結していないときは、他の構成員と協議して、脱退することができる。
- 2 前項の規定により構成員が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した発注者にその旨を通知するものとする。 (解散後のかし担保責任)
- 第15条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した工事につきかしがあった ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書及び第8条第1項の規定による附属協定書に定めのない事項については、 運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、

経常建設共同企

業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため森町長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

構成員 住 所 商号又は名称

代表者氏名

**(1)** 

#### 経常建設共同企業体付属協定書(甲)

森町発注に係る下記工事を

経常建設共同企業体が施工するため、

経常建設共同企業体協定書(以下「協定書」という。)第8条第1項

の規定に基づき、次のとおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定書の目的である工事(以下「工事」という。)は、次のとおりとする。

工事名

工事

(出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更 があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名)

%

(構成員名)

%

(決算)

- 第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。
- 2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

- 第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2 条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第5条 協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。
- 2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損 金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担 すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第6条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その 他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認 により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第7条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定

書第13条第2項の規定のほか、前条各項を準用するものとする。 (代表者の変更)

第8条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの附属協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

商号又は名称

年 月 日

世 共同企業体の名称 代表者 住 商号又は名称 代表者氏名 構成員 住 所

代表者氏名

#### 経常建設共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、森町発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して 施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、

経常建設共同企業体(以下「企業体」

という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。
- 2 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書きの場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官 庁等と折衝する権限、運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行 為を行う権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注 者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事(構成員名)

工事(構成員名)

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発 注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工

事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗 を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な 経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

- 第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
- 2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるも のではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため森町長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 経常建設共同企業体 代表者 住 所

商号又は名称

**(F)** 代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

森町発注に係る下記工事については、 経常建設工事共同企業体 協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を下記のとおり定める。

記

1 工事名 工事

2 分担工事額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

工事(構成員名) 円

工事(構成員名) 円

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠として この協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成 員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号